

# 新篠津村不妊治療費助成事業のご案内

令和6年4月1日現在

新篠津村では、令和5年4月1日から、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減などを目的に、不妊治療費助成事業を実施します。

## ●対象者

1. ご夫婦のいずれかが新篠津村に住民票を有していること。
2. 他市区町村で同様の治療に対し助成を受けていないこと。
3. 村民税等を滞納していないこと。

## ●対象となる治療及び助成額

一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療に係る本人負担額に対して、対象者が不妊治療を受けた日が属する年度ごとに1年度当たり30万円を限度とする。

## ●申請方法

不妊治療を受けた日の年度内に必要書類をそろえ住民課へ申請してください。  
高額療養費制度や加入している健康保険の付加給付制度に該当する場合は、必ず支給決定を受けてから申請してください。

## ●申請に必要なもの

- 1 新篠津村不妊治療費助成事業申請書
- 2 新篠津村不妊治療費助成事業受診等証明書
- 3 新篠津村不妊治療費助成事業調剤等証明書（薬局利用の場合）
- 4 不妊治療に要した費用の領収書（原本かコピー）
- 5 高額療養費制度等の払い戻しを受けている場合は、その決定通知書など
- 6 住民票
- 7 振込口座通帳、印鑑

※6については、申請時に同意された方は、省略できます。

## ●お問い合わせ・申請先

新篠津村役場 住民課 保健予防係

電話：0126-57-2111

受付時間：8:45~17:15